

福岡県病院内保育所運営費補助金交付要綱

（通 則）

第 1 条 福岡県病院内保育所運営費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和 33 年福岡県規則第 5 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第 2 条 この補助金は、病院及び診療所に従事する職員（以下「医療従事者」という。）のために保育施設を運営する事業について助成し、医療従事者の離職防止及び再就業の促進を目的とする。

（交付の対象）

第 3 条 この補助金は、次の要件を満たす事業を対象とする。

（1）次に掲げる者が前条に掲げる目的をもって医療従事者の委託を受けて乳児又は幼児に対し必要な保護を行う事業（病院内保育所運営事業）であること。ただし、当該年度新設のものは除く。

ア 社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）

イ 国家公務員共済組合及びその連合会

ウ 地方公務員等共済組合

エ 私立学校教職員共済組合

オ 農林漁業団体職員共済組合

カ 健康保険組合及びその連合会

キ 国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合

ク 学校法人

ケ 医療法人

コ 一般社団法人及び一般財団法人

サ その他知事が認める者

（2）補助対象事業は、医療法第 7 条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は、同法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所の開設者が運営をする病院内保育施設（近辺の他の病院又は診療所の医療従事者が共同利用することを目的として一医療機関が設置した病院内保育施設を含む。）の運営事業であって、それぞれ次の表に掲げる病院内保育施設の種別に該当し、12 か月運営し、かつ保育料として児童 1 人当たり平均月額 10,000 円以上徴収している事業であること。

運用月数の算定は、その月における開所日数が概ね 15 日以上である場合には 1 か月として算定して差し支えないものとし、また保育料とは保育に要する費用の保護者負担額（給食費を含む）をいう。

また、保育児童数の算定に関しては、年間の平均保育児童数が各種別の基準値以上あれば、各月において基準値未満（6 か月以上に達する場合は除く）であっても各種別に該当するものとする。

なお、種別を決定するに当たっては、各基準項目を全て満たしていなければならない。

（病院内保育施設の種別）

種 別	保育児童数	保育時間	保育士等数
A 型特例	4 人未満	8 時間以上	2 人以上

A 型	4 人以上	8 時間以上	2 人以上
B 型	10 人以上	10 時間以上	4 人以上
B 型特例	30 人以上	10 時間以上	10 人以上

2 前項の規定にかかわらず、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団
 - (2) 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員となっている団体
 - (3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者が役員となっている団体
 - (4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
 - イ 暴力団員が実質的に運営している団体
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体
 - (5) 平成 26 年度以降、都道府県労働局が実施する「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」等の補助を受けたもの。
- 3 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

（交付額の算定方法）

第 4 条 この補助金の交付額は、別表に定める基準額と対象経費の実支出額を比較して、いずれか少ない方の額に 3 分の 2 を乗じて得られる額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付の条件）

第 5 条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容を変更する場合（10 パーセント以内の変更を除く。）には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。
- (6) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、様式 4 により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(申請手続)

第6条 この補助金の交付の申請は、様式1による申請書を、別に知事が定める期日までに知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、毎年度12月末日までに行うものとする。

(概算払の請求)

第8条 この補助金は概算払によることができるものとし、概算払を受けようとするときは、様式2による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 この補助金の事業実績報告は、事業完了後1カ月以内又は翌年度の4月5日のいずれか早い日(第5条(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1カ月以内)までに、様式3による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該実績報告書に基づいて第4条の規定により算定した額と交付額のいずれか少ない方の額により、補助金の額を確定するものとする。

2 知事は、前項の規定による額の確定後であっても、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は補助事業者の承諾を得た上で職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること(以下「検査等」という。)ができるものとする。

3 補助事業者は、前項の検査等に協力するよう努めなければならない。

(その他)

第11条 特別の事情により第4条、第6条、第7条及び第9条に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行し、昭和59年から令和7年度までの補助金について適用する。

附 則

本交付要綱は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

本交付要綱は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

本交付要綱は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年3月4日から施行し、改正後の福岡県有子看護婦確保事業運営費

補助金交付要綱の規定は、平成２年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成３年１２月１６日から施行し、改正後の福岡県有子看護婦確保事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成３年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成４年１０月５日から施行し、改正後の福岡県有子看護婦確保事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成４年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成５年１０月２７日から施行し、改正後の福岡県有子看護婦確保事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成７年３月１日から施行し、改正後の福岡県有子看護婦確保事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成６年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成８年３月１５日から施行し、改正後の福岡県有子看護婦確保事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成７年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成９年３月３日から施行し、改正後の福岡県有子看護婦確保事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成８年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１０年２月２４日から施行し、改正後の福岡県有子看護婦確保事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成９年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１０年１２月１６日から施行し、改正後の福岡県有子看護婦確保事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成１０年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１２年１月２７日から施行し、改正後の福岡県有子看護婦確保事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成１１年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１３年３月２７日から施行し、改正後の福岡県有子看護婦確保事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成１２年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１４年３月２９日から施行し、改正後の福岡県有子看護婦確保事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成１３年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１５年１月３１日から施行し、改正後の福岡県有子看護師確保事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成１４年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１６年１月１０日から施行し、改正後の福岡県有子看護師確保事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成１５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１６年１０月７日から施行し、改正後の福岡県有子看護師確保事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成１６年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１７年８月３１日から施行し、改正後の福岡県有子看護師確保事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成１７年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１９年１月２９日から施行し、改正後の福岡県有子看護師確保事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成１８年度から平成２０年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成１９年９月２０日から施行し、改正後の福岡県有子看護師確保事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成１９年度から平成２１年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成２０年１１月２８日から施行し、改正後の福岡県有子看護師確保事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成２０年度から平成２２年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成２１年９月９日から施行し、改正後の福岡県病院内保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成２１年度から平成２３年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成２２年１２月２８日から施行し、改正後の福岡県病院内保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成２２年度から平成２４年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成２４年３月２２日から施行し、改正後の福岡県病院内保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成２３年度からの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成２５年１２月２７日から施行し、改正後の福岡県病院内保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成２５年度からの補助金について適用する。

附 則

- １ この要綱は、平成２６年１２月１８日から施行し、改正後の福岡県病院内保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成２６年度からの補助金について適用する。
- ２ 平成２５年度までの補助金についてはなお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成２９年９月６日から施行し、改正後の福岡県病院内保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成２９年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年９月３０日から施行し、改正後の福岡県病院内保育所運営費補助金交付要綱の規定は、令和元年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行し、改正後の福岡県病院内保育所運営費補助金交付要綱の規定は、令和２年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年１２月２６日から施行し、改正後の福岡県病院内保育所運営費補助金交付要綱の規定は、令和４年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、改正後の福岡県病院内保育所運営費補助金
交付要綱の規定は、令和 5 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

基 準 額	対 象 経 費										
各病院内保育所につき、（１）により算定した基本額より（４）に定める保育料収入相当額を控除した額に、（３）に定める調整率を乗じて得た額と、（２）により算定した加算額の合計額とする。	病院内保育所の運営費に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、委託料（上記経費に該当するもの。）										
（１）基本額 （Ａ型特例） 1人×180,800円×運営月数 （Ａ 型） 2人×180,800円×運営月数 （Ｂ 型） 4人×180,800円×運営月数 （Ｂ型特例） 6人×180,800円×運営月数											
（２）加算額 （24時間保育を行っている施設） 23,410円×運営日数 （病児等保育を行っている施設） 187,560円×運営月数 （児童保育を行っている施設） 10,670円×運営日数 （休日保育を行っている施設） 11,630円×運営日数 ※休日とは、日曜日、祝日並びに12月29日から翌年1月3日をいう。											
（３）負担能力指数による調整率											
<table><tr><th>負担能力指数</th><th>調整率</th><th>備考</th></tr><tr><td>5未満</td><td>1.0</td><td rowspan="3">ただし、病院内保育施設設置後3か年を経過していない施設にあつては適用しない。</td></tr><tr><td>5以上20未満</td><td>0.8</td></tr><tr><td>20以上</td><td>0.6</td></tr></table>		負担能力指数	調整率	備考	5未満	1.0	ただし、病院内保育施設設置後3か年を経過していない施設にあつては適用しない。	5以上20未満	0.8	20以上	0.6
負担能力指数	調整率	備考									
5未満	1.0	ただし、病院内保育施設設置後3か年を経過していない施設にあつては適用しない。									
5以上20未満	0.8										
20以上	0.6										
（４）保育料収入相当額 保育料収入相当額は、24,000円に保育月数を乗じた金額の合計額とする。また、保育料収入相当額の算出にあたって、対象となる上限の人数は以下のとおりとする。											
上限人数											
<table><tr><th>種 別</th><th>保育児童</th></tr><tr><td>A型特例</td><td>1人</td></tr><tr><td>A 型</td><td>4人</td></tr><tr><td>B 型</td><td>10人</td></tr><tr><td>B型特例</td><td>18人</td></tr></table>	種 別	保育児童	A型特例	1人	A 型	4人	B 型	10人	B型特例	18人	
種 別	保育児童										
A型特例	1人										
A 型	4人										
B 型	10人										
B型特例	18人										

備考 負担能力指数は、補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期余剰金を、補助を受けようとする年度の病院内保育施設運営費にかかる設置者負担額（福岡県病院内保育所運営費補助金交付前の額）で除した数値とする。

ただし、病院内保育施設運営費は、病院内保育施設運営費支出予定額と次により算出された標準経費等とを比較して少ない方の額とする。

病院内保育施設の標準経費額の算出方法

標準経費＝保育士等数×標準人件費＋その他の経費

- 1 保育士等数は、当該年度の 4 月 1 日（4 月 1 日が土曜日・休日等の場合は直後の平日の日）現在の病院内保育施設利用職員の児童数を 2.6 で除して得た数値（小数点第 2 位を四捨五入し小数点第 1 位までとする。）とする。

ただし、算出された保育士等数が、A 型特例及び A 型 2 人、B 型 4 人、B 型特例で 10 人を下回る場合は、当該病院内保育所の保育士等数は、A 型特例及び A 型 2 人、B 型 4 人、B 型特例で 10 人とする。

- 2 当該年度における標準人件費は、年額 3,186,000 円とする。

- 3 その他の経費は、病院内保育施設運営費支出予定額から保育士等職員の人件費を除いた経費のうちの知事が認めた額とする。

ただし、借入金の返済、土地購入等の資本取引に係る経費及び保育士等職員の給食費等病院内保育施設の運営費以外の費用は認めないものとする。